

生活 パイロット

娘が「通販のサイト 6千円で、中途解約はで、ダイエットとパスできません」と言われトアップに効果があった。
5000円のサブリメントを購入したい」のサイトを見ると、初

「通信販売のサイトで5000円のサブリメントを購入したら定期購入になっていた」と支払った。2週間後、同じサブリメントが再び届き、6千円だったので業者に問い合わせると「4回の定期購入で未成年者という理由で取り消しを申し入

通信販売サイトの利用

【事例】高校生の入です。2回目以降は由で取り消しを申し入れましたが、「未成年者の注文は親の承認を得ているとみなす」と記載している」などと言って聞き入れません。未成年者を狙った悪質な業者と思われる。通信販売の場合は



購入条件、返品ルール確認を

クーリングオフも適用されず、業者の返品ルールが記載されていればそれに従うことになりません。スマートフォンなどの小さな画面では見づらいかもしれませんが、「特別価格」「無料」などの言葉に惑わされず、購入条件や返品ルールをしっかりと確認しましょう。

トラブルに遭ったと思ったら早めに最寄りの市町村や県の消費生活センター・相談窓口に相談してください。消費者ホットライン ☎1888 は、最寄りの相談窓口につながります。(県消費生活・男女共同参画プラザ) アイネス ☎097・534・0999